

1 地域づくりへの支援

■自治会（コミュニティ）

1-1 コミュニティ活動

地域の連帯を図るため、自治会で夏祭りを行いたいのですが、区民の寄付ではお金が足りません。また集会施設の備品も整備したいのですが、助成してくれる事業はないでしょうか。

●こういう制度があります。

（一財）自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）があります。お祭りの道具や集会施設の備品の整備など自主的に行うコミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）について、1件100万円～250万円の範囲で助成が受けられます。

●どこに相談すればいいの。

市町村又は地域振興局企画振興課、県企画振興部地域振興課にご相談ください。

●申込みの時期はいつですか。

毎年9月頃までに、自治会が所在する市町村の担当課に申請書類を提出してください。

●対象者は。

市町村又は市町村が認めるコミュニティ組織です。

●必ず助成してくれるのですか。

要望が多い場合は、不採択になることがあります。

●他にはありませんか。

「(公財)長野県市町村振興協会」(電話：026-234-3611)が実施する「地域活動助成事業」があります。(一財)自治総合センターの「コミュニティ助成事業」と同様の内容になります。

● コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）

このような活動をしたとき				問い合わせ
	具体例	対象者	限度額	
コミュニティセンターの環境整備	エアコン、暖房器具の整備等	自治会・町内会などのコミュニティ組織、市町村 ※特定の目的で活動する団体、PTA、体育協会等は除きます。また、宗教団体、営利団体、公益法人及び地方公共団体が出資している第3セクター、その活動が地域に密着しているとは言いがたい団体等は除きます。	100万円 ～ 250万円	市町村
生活環境の清潔、静かさ、美観の維持等	芝刈機、小型除雪機等			
お祭り、運動会、ピクニックその他コミュニティ行事	太鼓、御輿、山車、法被、テント、組立式ステージ、各種用具等			
文化・学習活動	視聴覚機器、調理用機器、天体望遠鏡、イス・テーブル等			地域振興局 企画振興課
体育・レクリエーション活動	スポーツ用具、遊具等			県企画振興部 地域振興課
その他コミュニティ活動	コミュニティ掲示板、屋外放送設備等			

■自治会（コミュニティ）

1-2 集会施設の建設

自治会の集会施設が老朽化していて、みんなで積立てをしています、なかなか建設費用を捻出する金額にはなりません。助成事業はありませんか。

●こういう制度があります。

（一財）自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業（コミュニティセンター助成事業）があります。

集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設又は大規模修繕、及び、その施設に必要な備品の整備に関する事業が対象となります。助成金は対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、2,000万円までとなります。

その後の集会施設の管理は、自治会で行うこととなります。

●どこに相談すればいいの。

市町村又は地域振興局企画振興課、県企画振興部地域振興課にご相談ください。

●申込みの時期はいつですか。

毎年9月頃までに、自治会が所在する市町村の担当課に申請書類を提出してください。

●対象者は。

市町村又は市町村が認めるコミュニティ組織です。

●必ず助成してくれるのですか。

採択されるのは、毎年、県内で3件程度です。要望が多い場合は、不採択になることがあります。

■自治会（コミュニティ）

1-3 野生鳥獣被害と集落維持

野菜を作っても、シカが来て食い荒らしてしまいます。このままでは、どうにもなりません。みんなで話し合っって自ら被害防除に取り組む自主防衛体制を作りたいと思います。県でアドバイスや支援をしてくれませんか。

●こういう制度があります。

「鳥獣被害防止総合対策交付金」があります。

捕獲の実施、侵入防止柵の設置、緩衝帯の整備などの取り組みについて総合的に支援するもので、対策に必要な経費の一部が交付（交付率は実施内容により異なります）されます。

●どこに相談すればいいの。

各地域に、野生鳥獣被害に関する総合窓口として「野生鳥獣被害対策チーム」が設置されており、「集落ぐるみ」で行う被害防除の体制づくりから実施までのアドバイスや支援も行いますので、ご活用ください。

「野生鳥獣被害対策チーム」は、地域振興局林務課、農業農村支援センター等が構成メンバーになっていますので、最寄りの地域振興局にご相談ください。

●申込みの時期はいつですか。

事業については、通常は実施する前年度に募集します。詳細については「野生鳥獣被害対策チーム」にご相談ください。

●対象者は。

市町村、地域被害対策協議会等（実施メニューによって事業主体が異なります）です。

●必ず助成してくれるのですか。

予算の範囲内での助成になります。

■自治会（コミュニティ）

1-4 農地・農業用施設等の保全管理

これまでは、農業者が農地や農道、農業用水路の管理を行ってきましたが、農業者の減少や高齢化により難しくなっています。アドバイスや支援をしてくれませんか。

●こういう制度があります。

非農家を含めた様々な方が参加し、地域ぐるみで行う農道や農業用水路等の日常管理と農村環境保全のための共同活動を支援する「**多面的機能支払交付金**」制度があります。

活動を行う農地面積に応じ、例えば水田の場合は最大で10アール当たり9,800円を受けとることができます。

●どこに相談すればいいの。

交付金を受けて活動したい集落（地域）の方は、お住まいの市町村や地域振興局農地整備課にお問い合わせください。

●申込みの時期はいつですか。

活動開始年度の6月30日までに市町村長へ事業計画の申請を行い認定を受ける必要がありますが、事前に上記へご相談ください。

●要件は。

多面的機能支払交付金を受けるためには、活動を実施する組織を設立して、5年間活動を継続する必要があります。

■自治会（コミュニティ）

1-5 中山間地域での農業支援

平坦な地域に比べて傾斜がきつく、農業生産条件が不利なため、農業を続けていくことが難しくなってきました。県でアドバイスや支援をしてくれませんか。

●こういう制度があります。

農業生産条件が不利な中山間地域において、集落内の話し合いに基づき5年間以上農業を継続する農業者などを支援する制度として「中山間地域農業直接支払事業交付金」があります。

集落内の話し合いに基づいて農業生産活動等を行う農用地面積に応じ、例えば田の場合 10 アール当たり 21,000 円（傾斜の程度や活動レベル等により交付額は異なります）が支払われます。

●どこに相談すればいいの。

交付金の支援を受けて活動を実施したい集落の方は、お住まいの市町村又は農業農村支援センター農業農村振興課にお問い合わせください。

●支援の対象となる地域は。

本事業の対象は、特定農山村法等で指定された地域とされており、対象の農用地にも一定の条件がありますので、詳細は上記にご確認下さい。

●要件は。

交付金を受けるためには、集落において、耕作放棄の防止や水路・農道の管理、景観作物の作付などについて、管理方法や役割分担を取り決めた「協定」を締結して市町村長から認定を受け、「協定」に定めた農業生産活動等を5年間以上継続する必要があります。

●申込みの時期はいつですか。

令和7年度から5か年の第6期対策が実施されております。期間中であればいつからでも開始することは可能ですが、交付金を受けるためには、市町村長が集落協定を認定する手続きがあるため、詳細は上記にご相談ください。

■自治会（コミュニティ）

1-6 農村型地域運営組織（農村RMO）の形成支援

農業者の減少や高齢化などにより、中山間地域における農用地の保全や、地域資源の活用、地域コミュニティの維持などが難しくなっています。県でアドバイスや支援をしてくれませんか。

●こういう制度があります。

農業生産条件が不利な中山間地域において、農用地の保全や地域資源の活用、地域コミュニティの維持による集落機能の再編を図り、地域で支え合う村づくりを支援するため、複数の集落、農業法人、自治会、社会福祉協議会など、多様な関係者が連携した農村型地域運営組織（農村RMO）の形成を支援する「**農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業**」があります。

農村RMOが作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る調査、計画作成、実証事業等に必要な経費の一部が助成されます。

●どこに相談すればいいの。

お住まいの市町村又は農業農村支援センター農業農村振興課にお問い合わせください。

●支援の対象となる地域は。

本事業の対象は、特定農山村法等で指定された地域とされておりますので、詳細は上記にご確認下さい。

●要件は。

本事業の実施主体は「複数集落を含む地域協議会」です。具体的には、複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者が連携した協議会が設立されている必要があります。また、その他にも要件がありますので、詳細は上記にご相談ください。

■自治会（コミュニティ）

1-7 地域における移動の足の確保

バス路線の廃止やタクシー事業者の撤退などにより、地域における移動の足の確保が難しくなっています。移動手段を確保する自主的な取組に対して、県からの支援はありますか。

●こういう制度があります。

「交通空白地輸送確保支援事業補助金」があります。

バスやタクシー等の公共交通機関によっては十分な輸送サービスを確保することが困難な地域において、交通空白地有償運送を新たに実施する団体を対象に、必要な経費の2分の1以内（上限額 100 万円）を助成します。

●交通空白地有償運送とは何ですか。

道路運送法の規定に基づき、自家用自動車（白ナンバー車両）で有償運送を行う「自家用有償旅客運送」の1つで、県からの登録を受けて実施します。

●どこに相談すればいいの。

県企画振興部交通政策局交通政策課にご相談ください。

●申込みの時期はいつですか。

随時、県企画振興部交通政策局交通政策課で受け付けています。

●対象者は。

特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、労働者協同組合又は営利を目的としない法人格を有しない団体が対象です。

●要件は。

補助金の支払いを受けるためには、登録を受けてから5年間、交通空白地有償運送を継続する必要があります。

●必ず助成してくれるのですか。

予算の範囲内での助成となります。

■ 環境

2-1 河川愛護

私の住む町に流れている川に、雑草が茂ったり、ゴミが捨てられたりしているのが気になります。河川美化に取り組むには、どのような方法がありますか。

● こういう活動に係わってもらえませんか。

県では、身近な河川を、住民自ら美化する活動等を行っていただく「河川愛護活動団体」の支援をしています。支援の内容は、愛護活動団体の皆様の活動中の事故等に対応するため、傷害保険料の負担や、愛護活動費の一部を負担しています。

令和6年度には、872 団体、延べ約 140,000 人の皆様に活動していただきました。

● どこに相談すればいいの。

建設事務所へご相談ください。

● 申込みの時期はいつですか。

随時、建設事務所で受け付けています。

● 要件は。

対象となる団体は、地域自治会、老人クラブ、学校、企業、地域ボランティア等、概ね 10 名程度以上で組織された各種団体です。既に、身近なところに河川愛護活動団体が結成されているかもしれませんので、詳しくは建設事務所にご相談ください。

● 他にもありますか。

また、県ではブラックバス等の外来魚を駆除する市町村や漁業協同組合に対し、その経費の一部を補助しています。例えば、ため池の水を抜きブラックバス等を駆除する際に、ブラックバス等が下流へ流出しないようにするための網の購入も補助の対象となります。希望される際は、農業農村支援センター農業農村振興課へご相談ください。

■環境

2-2 道路愛護

私の家の前を通っている県道には、ハナミズキが植えられています。毎年、5月頃、鮮やかなピンク色の花を咲かせます。この街路樹をみんなで大切にしていきたいと思いますが、他の地域ではどのような取り組みをしているのでしょうか。

●こういう活動があります。

地域の住民団体、企業、学校等が行っている道路の美化活動に対して、花の苗の支給や清掃道具などの貸し出し等の支援と、活動中の事故に対する保険の加入を行う制度「信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）」があります。

令和7年3月末現在で、368団体が協定を結び、道路の美化活動を行っています。

また、このほかに、通勤や仕事などの際に、道路の異常を発見したとき、お近くの建設事務所に情報提供をいただく「信州ロード観察隊員」も募集しています。

●どこに相談すればいいの。

お住まいの市町村を管轄する建設事務所へご相談ください。

●申込みの時期はいつですか。

随時、建設事務所で受け付けています。

（信州ロード観察隊は毎年6～7月に受け付けています。）

●要件は。

支援の条件として、活動内容や回数、活動区間などについて、県、市町村と協定を結んでいただきます。なお、活動回数については、年2回以上を目安に活動をお願いしています。

手続きの詳細につきましては、建設事務所へお問い合わせください。

■ 環境

2-3 その他

他に助成制度はありますか。

紹介をしたもの以外にも、民間等が助成主体となった制度もいろいろとあります。

(公財) 助成財団センター「助成情報 navi」(<https://jyosei-navi.jfc.or.jp/search/index>) から分野別検索などができますのでご活用ください。

この他に、自然エネルギーを活用した地域づくりに関しては、県の支援制度がありますので、紹介いたします。

詳細については、支援機関に直接ご確認ください。

事業名	内容	対象者	支援機関
1村1自然エネルギープロジェクト	地域における自然エネルギー事業の登録と情報発信を行います。	地域関係者が協働する協議会、市町村、民間団体等	
エネルギー自立地域創出支援	地域の脱炭素と経済発展の両立を実現するエネルギー自立地域の創出を目指す市町村や地域の取組に対する補助を行います。 【対象事業等】 市町村が作成し、県の認定を受けたエネルギー自立地域づくり計画に基づき行われる事業 ● 補助率：2分の1以内 ● 上限：1市町村あたり5年で1億円	市町村	県環境部ゼロカーボン推進課

<p>再生可能エネルギー普及総合支援事業</p>	<p>市町村及び民間事業者等が行う地域主導により再生可能エネルギーを活用する事業に対する助成を行います。</p> <p>【対象事業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○（第1号）熱利用事業 <ul style="list-style-type: none"> ソフト事業：可能性調査 ● 補助率：2分の1以内 ● 上 限：500万円 ○（第2号）発電事業 <ul style="list-style-type: none"> ソフト事業：可能性調査、基本設計及び詳細設計 ● 補助率：3分の2以内 ● 上 限：700万円 ハード事業：発電設備設置 <ul style="list-style-type: none"> ● 補助率：10分の3以内 ● 上 限：1億8000万円（小水力発電以外は1億円） ○（第3号）温対法促進区域内太陽光発電事業 <ul style="list-style-type: none"> ● 補助率：10分の4以内 ● 上 限：1,200万円 ○（第4号）地域づくり協議会支援（地域コミュニティが市町村と協働し、省エネルギー・再生可能エネルギーの支障事例の解消に取り組む等の地域づくり協議会を開催する事業） ：市町村等の地域づくり協議会の開催に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ● 補助率：3分の2以内 ● 上 限：100万円 	<ul style="list-style-type: none"> ○第1号 市町村、民間事業者 ○第2号 市町村（可能性調査のみ）、民間事業者 ○第3号 民間事業者 ○第4号 市町村、民間団体 	<p>県環境部ゼロカーボン推進課</p>
--------------------------	---	--	----------------------

■安全・安心

3-1 事故・災害防止

毎日、川沿いを散歩しています。大雨が降ると水の勢いに驚くこともあります。私が毎日、観察している川の情報を役に立てることはできませんか。

また、せっかく護岸工事がされた小さな沢が土砂や草で埋もれ、ゴミがたまっていることがあります。私たちが草刈りや清掃をしてもよいのでしょうか。

●こういう活動があります。

県では、県の管理する河川の異常に関する通報を、随時県民から受け付けています。特に、定期的な情報提供が可能な方には、ボランティア活動として、「河川モニター」に委嘱し、通報していただいています。定期的な情報提供が可能な方は、お近くの建設事務所へお問い合わせください。

また、住民の皆様が、県が管理する砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の草刈りや土砂の除去などに取り込まれる場合、必要な草刈り機、チェーンソー等草刈り及び倒木処理に必要な機器の燃料費、伐木等のゴミ運搬費及び処分費など県が一部を負担（「砂防等施設維持管理ボランティア活動支援事業」）しています。

●どこに相談すればいいの。

建設事務所又は砂防事務所へご相談ください。

●申込みの時期はいつですか。

河川モニターは全県一斉に毎年3月に受け付けていますが、一部の建設事務所では随時受け付けていますのでお問い合わせください。

●要件は。

「河川モニター」は、原則2名一組で担当区間の河川のモニターをしていただきます(参加の申し込みは、1名でできます)。委嘱任期は、原則として1年間です。

「砂防等施設維持管理ボランティア活動支援事業」に申請する場合は、自治会、地域住民団体、企業又は学校など、活動仲間が必要です。そして、建設事務所又は砂防事務所へ申請いただき、その後、活動範囲を決め、県と確認書を取り交わす手続きがあります。

■安全・安心

3-2 自主防災組織の活動

地域を災害から守るために、自主的に防災組織で防災活動を行っています。私たちの活動を支援してくれる事業はありますか。

●こういう制度があります。

(一財)自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業(自主防災組織育成助成事業)があります。地域の防災活動に直接必要なヘルメット、AED、発電機等の整備について、1件30万円~200万円の範囲で助成が受けられます。

●どこに相談すればいいの。

市町村又は地域振興局企画振興課、県企画振興部地域振興課、にご相談ください。

●申込みの時期はいつですか。

毎年9月中頃までに、自主防災組織が所在する市町村の担当課に申請書類を提出してください。

●対象者は。

市町村又は市町村が認める自主防災組織です。
ただし、消防団は対象になりません。

●必ず助成してくれるのですか。

要望が多い場合は、不採択になることがあります。

●他にはありませんか。

「(公財)長野県市町村振興協会」(電話:026-234-3611)が実施する「地域活動助成事業」があります。(一財)自治総合センターの「コミュニティ助成事業」と同様の内容となります。

この他に、自主防災組織の活動を支援する活動として以下の事業があります。

助成団体名	事業名	事業内容	ホームページ等
(公財)長野県市町村振興協会	地域活動助成事業	災害の被害防止活動及び軽減活動に直接資するものの整備 ※(一財)自治総合センターの「コミュニティ助成事業」と同様の内容	http://www.cheering-nagano.jp/shinko/community_business.html
消防庁(地域防災室)	自主防災組織等活性化推進事業	<p>自主防災組織等を活性化するための取組を支援する事業。消防庁からの委託事業として実施し、取組内容は全国に横展開される。</p> <p>【委託金額】 上限 200 万円</p> <p>【対象取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等の立ち上げ・担い手確保に係る取組 ・防災教育・防災啓発に係る取組 ・災害対応訓練・計画策定に係る取組 ・その他自主防災組織等の活性化に資する取組 <p>【対象経費】 講師等への謝金・旅費、資機材・消耗品の購入費、印刷製本費、通信費、会議費、事業の実施に必要な委託費等</p>	<p>県を通じて、市町村が応募の主体となる事業のため、詳細は市町村又は県危機管理部危機管理防災課にご相談ください。</p>

■安全・安心

3-3 その他

他に助成制度はありますか。

紹介をしたもの以外にも、民間等が助成主体となった制度もいろいろとありますので、令和7年度に実施している助成事業について紹介いたします。

詳細については、助成団体に直接ご確認ください。

助成団体名	事業名	対象活動	ホームページ
防災教育チャレンジプラン実行委員会	防災教育チャレンジプラン	地域や学校で防災教育を推進する活動	http://www.bosai-study.net/top.html
(一財)ハウジングアンドコミュニティ財団	住まいとコミュニティづくり活動助成	安全で安心して暮らせる地域の実現をめざした活動等	http://www.hc-zaidan.or.jp/josei.html

上記以外にもいろいろな助成事業があります。

(公財)助成財団センター「助成情報 navi」(<https://jyosei-navi.jfc.or.jp/search/index>)から分野別検索などができますのでご利用ください。

■健康・福祉

4-1 老人クラブ

私たちの老人クラブは、花壇の整備やこどもの見守りといった奉仕活動や一人暮らしの高齢者との交流を行い、地域の福祉づくりに頑張っています。私たちの活動に支援してもらえませんか。

●こういう制度があります。

「高齢者地域支え合い支援事業」があります。

これは、高齢者による地域づくりの促進と、明るい長寿社会の実現を目指して老人クラブ（単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会）が行う社会奉仕や相互扶助等の活動に対して市町村が補助する場合、その3分の2を国と県が支援するものです。

令和6年度は、751の単位クラブへ支援しました。

●どこに相談すればいいの。

市町村又は保健福祉事務所福祉課、県健康福祉部健康増進課にご相談ください。

●申込みの時期はいつですか。

市町村により異なります。

●募集は。

市町村が募集します。

●対象者・要件は。

市町村老人クラブ連合会又は会員30人以上の老人クラブで、市町村から補助を受けている団体です。ただし、会員30人未満であっても、前年度補助を受けた実績のある老人クラブは対象とします。

●必ず助成してくれるのですか。

予算の範囲内での助成となります。

■健康・福祉

4-2 宅幼老所の開設

地域で空き家を探し、改修して宅幼老所として事業を立ち上げたいのですが、改修への助成事業はありませんか。

●こういう制度があります。

「地域福祉総合助成金交付事業」の中に「宅幼老所等整備事業」があります。市町村と県とで750万円を上限に助成を行っており、県はその2分の1以内を補助するものです。

●対象者・要件は。

NPO法人、社会福祉法人などで市町村が認める団体に対し、既存施設を活用して、宅幼老所を立ち上げる方です。

●助成の際の窓口はどこですか。

市町村にご相談ください。

●申込みの時期はいつですか。

市町村により異なります。

●募集は。

市町村が募集します。

●必ず助成してくれるのですか。

予算の範囲内での助成になります。

■健康・福祉

4-3 障がい者支援

障がい者やその家庭を地域で支えたいと思います。まずはじめに、休日に障がい者の方に声をかけて交流事業を行いたいと思いますが、その費用を支援してくれる事業はありますか。

●こういう制度があります。

「地域福祉総合助成金交付事業」の中に「障がい者余暇活動支援事業」があります。

週末等に、障がい者に余暇活動の場の提供や相談支援を行うことで、障がい者の余暇の充実を図るとともに社会参加を促進するためのボランティア活動等を支援するものです。

事業費の上限は30万円で市町村が助成する額の2分の1を県が支援します。

●どこに相談すればいいの。

市町村又は保健福祉事務所福祉課、県健康福祉部障がい者支援課にご相談ください。

●申込みの時期はいつですか。

市町村により異なります。

●募集は。

市町村が募集します。

●対象者は。

NPO法人、非営利の福祉活動を行っているボランティア団体、社会福祉法人等です。

●必ず助成してくれるのですか。

予算の範囲内での助成になります。

●他にはありますか。

障がい児(者)を家庭において一時的に介護できない場合等に、あらかじめ登録した登録介護者(社会福祉法人、民間団体、近隣の方、知人)が、時間単位で介護サービスを提供し、かかった経費に対して県が支援する事業(「心身障がい児(者)タイムケア事業」)があります。令和6年度には、53市町村へ支援しました。

詳細は市町村へお問い合わせください。

■健康・福祉

4-4 その他

他に助成制度はありますか。

紹介をしたもの以外にも、民間等が助成主体となった制度もいろいろとありますので、令和7年度に実施している助成事業について紹介いたします。

詳細については、助成団体に直接ご確認ください。

助成団体名	事業名	対象活動	ホームページ
NHK厚生文化事業団	わかば基金	地域に根ざした福祉活動を進めているグループの活動	https://npwo.or.jp/category/wakaba
(公財)ユニバーサル財団	活動助成	少子高齢社会・人口減少社会における社会福祉に関わる市民活動	http://www.univers.or.jp/index.php
(公財)日本財団	各種公益事業助成	非営利活動・公益事業を行う団体に対し幅広い分野で助成による活動支援	http://www.nippon-foundation.or.jp/what/grant_application/
ファイザー(株)	ファイザープログラム	心とからだのヘルスケアに関する市民活動・市民研究	http://www.pfizer.co.jp/pfizer/company/philanthropy/pfizer_program/index.html
(独)福祉医療機構	WAM助成	社会福祉の振興、地域連携、複数団体のネットワーク化等に資する活動	https://www.wam.go.jp/hp/

上記以外にもいろいろな助成事業があります。

(公財)助成財団センター「助成情報 navi」(<https://jyosei-navi.jfc.or.jp/search/index>)から分野別検索などができますのでご活用ください。

■生涯学習・青少年育成

5-1 生涯学習

生涯学習や青少年育成指導に関する県の講座や情報を教えてください。

●こういう制度があります。

生涯学習推進センターや各教育事務所で主催する講座があります。日程・開催場所等の詳細は各主催者等へお問い合わせください。

● 各種講座のご案内

分野	内容	対象者	問い合わせ
地域づくり推進研修 住民が主体となり、公民館活動やNPO・ボランティア活動などを通して、互いに学び合い、支え合いながら学びの絆で地域力を高めるため、地域の指導者・支援者を養成する。	【講座例】 (1) 身近な地域で災害から命を守るために (2) 地域共生社会に向けた学びと福祉の地域づくり～学びとつながりをベースに地域連携を考える～ (3) 人がつながる地域のデザイン (4) 女性と子どもが参画する地域づくり (5) 公民館的な手法で進めるまちづくり、地域づくり～県内の具体的な地域づくり実践から学ぶ～ (6) 移動講座(佐久穂町) ウェルビーイングにあふれるまちづくり～「こどもまんなか」って何だろう??～ (7) 移動講座(小諸市) 古くて新しい『おしゃれ田舎』～でかけたくなる街「小諸」を歩く～ (8) 移動講座(佐久市) 子どもを核として人と人をつなぐ取組み (9) 移動講座(小布施町) ともに歩き・学ぶ ふるさと小布施探訪	公民館関係者、社会教育委員、市町村担当者、生涯学習推進に関心のある方など	長野県生涯学習推進センター 又は 県教育委員会生涯学習課
地域と学校の連携推進に関する研修 次代を担う子どもたちを地域全体で育てるために、地域と学校がどのように連携するか考える。	【講座例】 (1) サステナブルな社会への移行は地域での実践から～学校の授業や公民館講座などにおけるポイントとヒント～ (2) 地域学校協働活動を核とした地域づくり～本を通して地域づくり、未来を担う子どもを育てる～ (3) 子どもと大人の対話による地域学校協働活動の推進 (4) 公民館と学校の連携による人材育成と期待される役割～地域でつながり合い、自治の土壌を耕すために～	P T A関係者、公民館関係者、社会教育委員、市町村担当者、学校支援ボランティア、学校教育に関心のある方など	

	<p>(5) 地域社会を変えるには？～公民館や学校でも参考となる全国の事例に学ぶ～</p> <p>(6) 地域における子ども・若者の社会教育のあり方を考える</p>		
<p>地域の教育力向上に関する研修</p> <p>地域で子育て支援や学校支援等を実践する指導者・支援者等に対し、子どもをとりまく課題の所在や背景・対応について理解を深める。</p>	<p>【講座例】</p> <p>(1) 障がいの有無に関わらず共に学び、楽しむ日常を～アダプテッド・スポーツの考え方を通して～</p> <p>(2) ゆるつな講座 自分や子どものこころの仕組みを学ぼう やる気スイッチを押すコツとは</p>	<p>PTA関係者、公民館関係者、社会教育委員、市町村保育担当者、子育て支援ボランティア、ほか各テーマに関心のある方など</p>	<p>長野県生涯学習推進センター 又は 県教育委員会</p>
<p>PTA研修</p> <p>PTA 役員を対象に、その資質向上と活動の充実に向けての知識などを学ぶ。</p>	<p>講義・講演、分科会・グループ討議、実践発表 等</p> <p>※講演・分科会等テーマ 学校・家庭・地域の連携、他</p>	<p>PTA役員等、指導的立場の方</p>	<p>教育事務所 又は 県教育委員会生涯学習課</p>
<p>生涯スポーツ研修</p> <p>地域におけるスポーツ指導者の資質向上を図るための指導法等を学ぶ</p>	<p>(1) 指導者が身につけておきたい応急手当と心肺蘇生法～スポーツ活動における危機対応～</p> <p>(2) スポーツを楽しむためのコミュニケーションスキル～地域スポーツ活動指導に活かせるペップトーク～</p> <p>(3) スポーツ活動時のケガや故障の予防に向けて～エクササイズとテーピングの活用～</p> <p>(4) メンタルトレーニングの理論と実践～選手の力を引き出そう～</p> <p>(5) スポーツへ応用できる古武術的身体操法～様々なスポーツへつながる指導法～</p> <p>(6) 学生アスリートのスポーツ栄養の基礎と現場への適応～ベストコンディションの実現に向けて～</p>	<p>地域におけるスポーツ指導者、市町村担当者、部活動関係者、学校支援ボランティア、生涯スポーツに関心のある方など</p>	<p>長野県生涯学習推進センター</p>

■生涯学習・青少年育成

5-2 青少年育成

自治会で「親子スポーツ教室」を開催したいと思います。助成事業はありませんか。

●こういう制度があります。

(一財)自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業(青少年健全育成助成事業)があります。スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他自治会の活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業について、1件30万円~100万円の範囲で助成が受けられます。

●どこに相談すればいいの。

市町村又は地域振興局企画振興課、県企画振興部地域振興課にご相談ください。

●申込みの時期はいつですか。

毎年9月中頃までに、自治会が所在する市町村の担当課に申請書類を提出してください。

●対象者は。

市町村又は市町村が認めるコミュニティ組織です。

●必ず助成してくれるのですか。

要望が多い場合は、不採択になることがあります。

※なお、小・中・高校生を対象とした全国大会への助成として、(一財)地域活性化センターの支援事業があります。(後項の6-4(P29)をご覧ください。)

■生涯学習・青少年育成

5-3 その他

他に助成制度はありますか。

紹介をしたもの以外にも、民間等が助成主体となった制度もいろいろとありますので、令和7年度に実施している助成事業について紹介いたします。

詳細については、助成団体に直接ご確認ください。

助成団体名	事業名	対象活動	ホームページ
(独) 国立青少年教育振興機構 子どもゆめ基金部	子どもゆめ基金	民間団体が実施する子どもの体験活動や読書活動等	http://yumekikin.niye.go.jp/
全労済	全労済地域貢献助成事業	子どもや親子の孤立を防ぎ、地域とのつながりを生み出す活動や困難を抱える子ども・親がたすけあい、生きる力を育む活動等	http://www.zenrosai.coop/zenrosai/csr/joseijigyou.html
安藤スポーツ・食文化振興財団	安藤財団 自然体験企画企画コンテスト	小・中学生が10名程度参加する、ユニークで創造性にあふれた自然体験活動の企画	http://www.ando-zaidan.jp/html/sizen_02.html
NPO 法人モバイル・コミュニケーション・ファンド	ドコモ市民活動団体助成事業	子どもの健全な育成を支援する活動や、経済的困難を抱える子どもを支援する活動等	https://www.mcfund.or.jp/jyosei/2025/no23/
(公財) 八十二文化財団	地域の文化継承活動助成事業	「長野県内の小中学校」と「地域内の個人・団体」による 地域一体となった文化継承活動	https://www.82bunka.or.jp/grant/
長野県社会福祉協議会まちづくりボランティアセンター	信州こどもカフェ運営支援助成	子どもの居場所で、無料又は低額で食事提供や学習支援等を月1回以上提供しているなど、条件を満たす活動	https://www.nsyakyo.or.jp/kodomocafe/

上記以外にもいろいろな助成事業があります。

(公財) 助成財団センター「助成情報 navi」(<https://jyosei-navi.jfc.or.jp/search/index>) から分野別検索などができますのでご活用ください。

■文化・交流

6-1 地域資源の活用

私の町は、中山道の宿場町としての面影を色濃く残しています。この特色ある地域を広くPRし、地域活性化が図れればと思います。活用できる事業はありますか。

●こういう制度があります。

(一財)自治総合センターが実施する「コミュニティ助成事業(地域づくり助成事業)」があります。地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する特色あるソフト事業に対して、1件200万円まで助成が受けられます。

●どこに相談すればいいの。

市町村又は地域振興局企画振興課、県企画振興部地域振興課にご相談ください。

●申込みの時期はいつですか。

毎年9月中頃までに、市町村の担当課に申請書類を提出してください。

●対象者は。

市町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会及び実行委員会等です。

●必ず助成してくれるのですか。

要望が多い場合は、不採択になることがあります。

■文化・交流

6-2 国際交流

地域の活動で、国際交流のイベントを実施したいと考えています。周囲にイベントの講師等を務めてもらえそうな外国人がいないのですが、県で講師の派遣をしてもらえる制度はありませんか。

●こういう活動があります。

県では、日本語のできる外国青年（国際交流員）を設置し、国際交流活動を推進しています。国際交流員は、県民の皆様にも国際理解・多文化理解を深めていただくため、県内各地の学校や公民館などに出向いて、母国の生活や文化を紹介しています。

英語圏、中国、韓国からの国際交流員を設置しており、国際交流イベントへの派遣、国際理解講座の実施などが可能です。

●どこに相談すればいいの。

県企画振興部国際交流課へご相談ください。

●申込みの時期はいつですか。

随時、県企画振興部国際交流課で受け付けています。申請方法等は、県ホームページでご確認ください。

国際交流員（県 HP）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kokusai-kouryu/sangyo/kokusai-kouryu/kouryu/kouryuin/index.html>

●対象者・要件は。

要件は特に設けていませんが、国際交流員への依頼内容や派遣希望日時等を踏まえて、派遣の可否を検討させていただきます。

また、謝金・報酬等は一切いただいておりませんが、派遣の際の交通費や、会場設営費、材料費等の実費は、依頼者の負担となります。

■文化・交流

6-3 人権尊重

地域の活動で、人権尊重に関するイベントを実施したいと考えています。イベント実施に係る費用の助成制度はありませんか。

●こういう活動があります。

県では、県民の皆さん自らが人権について学び、実践する機会づくりを促進するため、県内で活動するNPO、市民団体や個人が取り組む人権意識向上のための学習会や研修会等の経費の一部を支援する「人権尊重社会づくり県民支援事業」を実施しています。

講演会、研修会、学習会、映画上映会等の開催やリーフレット、冊子、ビデオなどの啓発資料の作成といった事業を対象に補助対象経費の2分の1以内（補助限度額50万円）を補助しています。

●どこに相談すればいいの。

県民文化部人権・男女共同参画課へご相談ください。

●申込みの時期はいつですか。

例年、4月上旬から5月上旬までの約1か月間を募集期間としています。

申請方法及び申請書類を県公式ホームページに掲載するほか、申請書類を県庁人権・男女共同参画課、県地域振興局総務管理（・環境）課、県人権啓発センター（千曲市屋代260-6）に設置します。

【県公式ホームページ掲載先】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/kenminsien.html>

●応募資格は。

長野県内に居住する個人事務所を有する団体及び事業実施のために自主的に組織された団体（実行委員会形式）とし、次の全ての項目に該当する必要があります。

- (1) 営利を目的としないこと
- (2) 宗教活動や政治活動を行うことを目的としないこと
- (3) 暴力団及び暴力団員でないこと。又は、暴力団員の統制下でないこと

■文化・交流

6-4 その他

他に助成制度はありますか。

- （一財）地域活性化センター・（公財）地域社会振興財団の支援事業があります。

このような活動をしたとき				ここへ
内 容	事業名	対象者	限度額	
地域団体や市町村が自主的・主体的に実施する移住・定住・交流事業	移住・定住・交流推進支援事業 (R7 全国で 44 件採択)	市町村、広域連合、一部事務組合など	・対象事業費の 10/10 以内 ・上限は 200 万円	地域振興局企画振興課 県企画振興部地域振興課
地方創生に向けて、自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた事業に対する支援	地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業 (R7 全国で 42 件採択)	市町村、広域連合、一部事務組合など	・対象事業費の 10/10 以内 ・上限は区分により 150 万円・200 万円	
市町村等が地方創生に関して助言を行う専門家を招聘するための経費	地方創生アドバイザー事業 (R7 全国で 21 件採択)	市町村、広域連合、一部事務組合など	・対象事業費の 10/10 以内 ・上限は 20 万円	
地域イベントの開催や公共スポーツ施設等の利活用促進など、地方創生に向けたソフト事業の実施にかかる経費	人生 100 年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金交付事業 (R7 全国で 183 件採択)	市町村	・1 団体 1 件 300 万円まで	

- 紹介をしたもの以外にも、民間等が助成主体となった制度もありますので、令和 6 年度に実施している助成事業について紹介いたします。

詳細については、助成団体に直接ご確認ください。

助成団体名	事業名	対象活動	ホームページ
(公財) 八十二文化財団	地域の文化継承活動助成事業	「長野県内の小中学校」と「地域内の個人・団体」による地域一体となった文化継承活動	https://www.82bunka.or.jp/grant/

■NPO

7-1 NPO への支援

NPOを立ち上げて、活動を広げていこうと考えています。NPOを対象に支援してくれるものはありますか。

●こういう制度があります。

県では公共的活動を応援する寄付募集サイト「長野県みらいベース」を構築し、公益財団法人長野県みらい基金が運営しています。

ここでは、サイト上で公共的活動団体の活動を広報し、県民や企業から寄付を集め、団体に助成しています。その中には、地域活性化や地域課題の解決を目的とする事業活動を支援する事業指定助成プログラムもあります。

●どこに相談すればいいの。

長野県みらいベースを運営する公益財団法人長野県みらい基金（長野事務所、松本事務所）又は企画振興部広報・共創推進課へご相談ください。

●申込みの時期はいつですか。

まずは団体登録が必要です。登録は随時受け付けています。

●対象者は。

公共的活動を行っている団体（NPO 法人や任意団体等）です。

●寄付金を集めるために何が必要ですか。

寄付金には、寄付される方の思いが込められています。団体の理念や活動について共感が得られるよう、運営や財務について積極的な発信が重要です。

●他にはありますか。

事業指定助成プログラムの他に、「冠寄付・助成プログラム」もあります。これは、企業名や個人名を冠した独自の助成プログラムで、寄付者の希望に沿う寄付プログラムを作って、助成を希望する団体を募集するものです。「ろうきん安心社会づくり助成金」などがあります。

■NPO

7-2 NPO への融資

NPOを対象にした融資制度はありますか。

●こういう制度があります。

特定非営利活動法人（NPO法人）は長野県中小企業融資制度資金の対象です。一部対象とならない業種等もありますので、詳細は産業労働部経営・創業支援課又は各地域振興局商工観光課までお問い合わせください。

また、市町村の制度資金においても対象としている場合がありますので、詳細は各市町村までお問い合わせください。

■活動場所

8-1 施設の利用

まちづくりについて研究しています。いつも近くの公民館などを利用しておりますが、他の団体の活用も多く場所の確保が大変です。県の施設でも利用できることはありませんか。

●こういう施設があります。

県が管理する以下の施設をご利用いただけます。詳細につきましては、直接各施設へお問い合わせ、申し込みください。

名称	所在地	室名	収容（人）	利用対象者	申請時 （使用日から）	利用料
戸倉野外趣味活動センター	千曲市大字磯部 1406-1 TEL 026-276-1731	野球場・テニスコート		県民	随時（3ヶ月前）	利用料はお問い合わせください
ホクト文化ホール(県民文化会館)	長野市若里 1-1-3 TEL 026-226-0008	会議室（4室）・各種ホール・ギャラリー・リハーサル室	[会議室] 最大54人 最小20人 ほか	県民、法人等	随時（ホール1年前、会議室2ヶ月前ほか）	
伊那文化会館	伊那市西町 5776 TEL 0265-73-8822	各種ホール・ギャラリー・プラネタリウム		県民、法人等	随時（ホール1年前ほか）	
キッセイ文化ホール(松本文化会館)	松本市水汲 69-2 TEL 0263-34-7100	会議室（4室）・国際会議室・各種ホール	[会議室] 最大96人 最小14人 ほか	県民、法人等	随時（ホール1年前、会議室2ヶ月前ほか）	
佐久創造館	佐久市猿久保 55 TEL 0267-68-2811	101号室（体育館）・102～213号室（会議室・陶芸室・音楽室・茶室等）	最大928㎡ 最小50㎡	県民、法人等	随時（6ヶ月前）	

名称	所在地	室名	収容（人）	利用対象者	申請時 （使用日から）	利用料
県立美術館	長野市箱清水 1-4-4 TEL 026-232-0052	ホール しなのギャラリー	ホール 234㎡ しなのギャラリー 423㎡	県民、法人等	随時（ホール3ヶ月前、しなのギャラリー1年前）	お問合せください

■ 景観

9-1 良好なまちなみ

私の住む町は、宿場町として面影が残るまちなみが残っています。しかし、地域の人はその価値に気付かず、まちなみと調和しない家へと建て直しをした家もあり、残念でしかたありません。この貴重な財産を活かして風情ある町並みと生きた町としてのコミュニティの共存は出来ないのでしょうか。

● こういう制度があります。

国には、市町村と住民が協力して地区の住環境の整備改善を行う事業で、小公園・緑地などの街なみ整備をはじめ、地区のまちづくり協議会や住宅等の修景整備に対して助成される「街なみ環境整備事業」という事業があります。

現在、県内の多くの市町村で歴史的な景観等を活かしたまちづくりに活用されています。

街なみ環境整備事業（県 HP）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/kurashi/sumai/kekan/sebi.html>

◆ 「街なみ環境整備事業」 R7 実施地区

●長野市（善光寺周辺、戸隠地区） ●上田市（上田城跡周辺地区） ●千曲市（八幡地区） ●南木曾町（妻籠宿周辺地区） ●山ノ内町（渋・金倉地区） ●諏訪市（諏訪大社上社本宮周辺地区） ●大町市（中心市街地地区） ●下諏訪町（下諏訪地区）

● 住宅の新築に補助金がもらえるのですか。

市町村が街なみ環境整備方針を定め、社会資本総合整備計画に記載している地区にあって、住宅等を修景する場合は、経費の一部について助成を受けることができます。

補助の対象となるのは、住宅等の屋根や壁などの外観修繕に係る経費です。

● 必ず補助してくれるのですか。

良好なまちなみ形成のための修景であることが必要です。

また、市町村によっては、補助金額に上限がある場合、予算に対して要望が多く寄せられた場合は不採択になることもあります。

● どこに相談すればいいですか。

市町村のまちづくり担当課又は県建設部都市・まちづくり課へご相談ください。

9-2 棚田の保全

棚田を農山村固有の風景として維持していきたいと思いますが、県で保全活動の支援をしてくれませんか。

● こういう制度があります。

「ふるさと信州棚田支援事業」があります。

棚田の保全活動や都市と農村の交流活動を行う団体を支援する事業で、事業を実施するために直接必要な経費の2分の1以内まで補助されます。毎年2月頃、県農政部農地整備課のホームページで事業の要件や応募方法をご案内しています。

また、県では、2019年4月1日に市町村、棚田を保全する団体等を会員とする「信州棚田ネットワーク」を設立しました。

● 信州棚田ネットワークとは何ですか。

県内の棚田保全団体等の情報共有を図り、信州の棚田の魅力を効果的に発信することで、県内外の棚田のファンを増やすとともに、多様な主体の連携、協力を促進します。

詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

<https://shinshu-tanada.jp>

● どこに相談すればいいの。

農政部農地整備課又は地域振興局農地整備課へご相談ください。

■ 商業

10-1 中心市街地活性化

中心市街地の空洞化が深刻です。中心市街地活性化のための支援策についてどのようなものがありますか。

● こういう制度があります。

中心市街地の活性化に向けた支援策は、国や中小企業基盤整備機構等により様々な支援策が用意されています。

ここでは、主に商店街振興組合や、商店街の事業協同組合などが、商店街活性化の方向付けに活用可能な事業を紹介します。

詳細は、支援機関又は県産業労働部産業政策課団体・サービス産業振興係へお問い合わせください。

● 商店街振興の主な支援事業（令和7年度）

名 称	内 容	対象者	支援機関
中小企業 アドバイザー （中心市街地 活性化） 派遣事業	次のいずれかの計画に掲載されている事業の課題解決のため、中心市街地活性化等への知見を有するアドバイザーを派遣します。 <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化法に基づく認定計画掲載事業もしくは掲載見込みの事業（認定計画期間が終了した計画も含まれます） ・各地域で定めた中心市街地活性化のための計画の掲載事業もしくは掲載見込みの事業（内閣総理大臣の認定を受けていない独自計画が含まれます） 【利用日数】 年間合計 10 回以内の派遣 （中心市街地活性化基本計画の認定地域は、5 回派遣／年度まで無料（その他地域は 3 回派遣／年度まで無料））	中心市街地活性化協議会、中心市街地活性化法による中心市街地活性化協議会の組成を検討する者等、認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者	独立行政法人 中小企業基盤整備機構

●問合せ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部 経営診断統括室
まちづくり推進室

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

TEL 03-5470-1632

HP <https://www.smri.go.jp/index.html>

長野県産業労働部 産業政策課 団体・サービス産業振興係

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

TEL 026-235-7218

10-2 SS（サービスステーション）過疎地※対策

人口減少や燃料需要の減少等により、中山間地を中心に地域の重要な生活インフラであるガソリンスタンドの維持・存続が難しくなっています。県ではどのような対応をしていますか。

※市町村内のSSが3か所以下となっているところ

● こういう制度があります。

県では、中山間地域等のSSの持続可能な運営体制等の検討を、主体となる市町村と進めることとしています。

具体的には、

- ①市町村向けの相談・支援窓口となる「市町村サポートチーム」を設置
- ②中山間地域等のSSの維持・強化に向けた検討の手がかりとして先進事例や国の支援制度及び労働力確保の方策などをまとめた「SS過疎地対策の手引き」を作成

● どこに相談すればいいの。

市町村サポートチーム（026-235-7218）にご相談ください。

● 申込み等の時期はいつですか。

随時相談を受け付けています。

● 対象者は。

市町村です。

■地域発 元気づくり支援金

11-1 地域発 元気づくり支援金

長野県では、市町村や公共的団体が住民とともに行う地域づくり事業等に対し、支援金を交付しているようですが、これはどのような制度ですか。

●こういう制度があります。

豊かさが実感でき、活力あふれる輝く長野県づくりを進めるため、市町村や公共的団体が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に対して、支援金を交付します。

●制度の詳細は。

制度の詳細や、昨年度の優良事例等につきましては、「Ⅱ 地域発 元気づくり支援金について（54ページ～）」をご覧ください。

なお、事業の詳細につきましては、県のホームページでもご覧いただけます。

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/shinko/kensei/shichoson/shinko/shienkin/index.html>)

●交付対象事業の例

事業区分	対象事業例
地域協働の推進	・地域づくり市民フォーラムの開催
保健、医療、福祉の充実	・活動量計等を活用した健康づくり促進のための環境整備 ・障がい児者、高齢者等を対象とした口腔ケア ・子育て支援を行うためのネットワークづくり
教育、文化の振興	・伝統文化の保存・伝承事業 ・外国籍市民との交流事業 ・食育シンポジウムの開催 ・文化・スポーツ振興のための交流イベントの開催や環境整備
安全・安心な地域づくり	・防災対策や防災意識の向上に資する事業 ・住民支え合い災害マップの作成 ・救命救急講習会の開催 ・自主防災組織の活性化支援
環境保全、景観形成	・自然エネルギーの普及・拡大に関する事業 ・公園や里山の遊歩道整備・花木の植樹 ・ホテルの飛び交う自然環境の再生事業 ・地域の貴重な財産を後世に残すための景観整備 ・その他美しい景観の形成に資する事業

産業振興、雇用拡大 （観光） （農業） （林業） （商業） （その他）	<ul style="list-style-type: none"> ・街歩きガイドブックの作成、観光ボランティアの育成 ・遊休荒廃農地の復元事業 ・間伐材を活用した木炭の生産支援、森林体験学習事業 ・商店街活性化イベントの開催、空店舗を活用した定期市の開催 ・工業展等の開催、特産品開発、技術者養成講座の開催 ・障がい者、女性、若者の雇用促進及び就業・定住支援事業
市町村合併に伴う地域の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・合併地域における連携の推進と交流を深める事業 ・合併によるブランド統合や一体的な観光資源の開発
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・移住希望者に対する暮らしや仕事を体験する場の提供 ・結婚活動を支援するための出会いの場の創出

※上記の事業例は、令和6年度までの選定基準（従来の基準）による対象事業を示したものです。

※令和7年度から改正された新基準のうち、新基準A「広域的な連携事業」に該当する事業は引き続き上記事業例が支援対象となりえますが、新基準B「人口減少化において真に持続可能な地域づくりに資する事業」については、その要件を満たす必要があるため、上記事業例が必ずしも対象になるものではありません。

市町村が地域づくり団体等を支援する総合補助金

11-2 市町村が地域づくり団体等を支援する総合補助金

自治会等の活動に対する市町村の補助制度はありますか。

●こういう制度があります。

市町村が実施する地域づくり団体や自治会等が地域の活性化等のために実施する事業に対する補助制度についてご紹介します。

なお、掲載した補助制度は令和7年4月1日現在の県内市町村が実施している事業です。令和7年度以降の実施や事業の詳細につきましては、各市町村にご確認ください。

市町村名	名称	補助対象者	補助率	担当課・係	電話番号
長野市	ながのまちづくり活動支援事業補助金	5人以上でまちづくりを行う市民公益活動団体（住民自治協議会を含む）等 3人以上でまちづくりを行う学生団体	1回目：10分の7以内（限度額：70万円） 2回目：10分の6以内（限度額：60万円） 3回目：10分の5以内（限度額：50万円） 補助回数 3回まで 補助率：10分の10以内（限度額：10万円）	地域活動支援課	026-224-5033
	長野市地域いきいき運営交付金	市内32地区住民自治協議会	前年度交付基準額×1/2+前年度交付基準額×1/2×前年度地区世帯数/前々年度地区世帯数+人件費等固定費（世帯数割増あり）	地域活動支援課	026-224-7615
松本市	松本市地域づくり推進交付金	市内35地区	35地区の緩やかな協議体等に交付（50～95万円）	地域づくり支援課	0263-34-3280
	松本市地域チャレンジ応援事業補助金	単位町会、有志グループ等	補助率10/10以内 上限20万円		
	松本市地域重点プロジェクト事業補助金	緩やかな協議体、地区町会連合会、NPO・市民活動団体、企業等	補助率8/10～10/10以内 上限1,000万円		
	松本市若者チャレンジ応援事業補助金	15歳以上35歳未満の若者で構成されている団体	上限10万円 交付率10/10以内（予算の範囲内で交付額決定）	若者参画課	0263-34-2070
	地域福祉活動推進事業交付金	地域福祉活動を行う3人以上で構成された任意団体	支え合い活動事業（交付金） ・健康づくり・居場所づくり事業 補助率10/10以内（上限50千円） ・家事支援事業 補助率10/10以内（上限50千円） 基盤整備事業（補助金） ・団体設立事業 補助率10/10以内（上限50千円） ・居場所設備整備事業、支え合い活動運営事業 補助率10/10以内（上限50千円） ・居場所改修整備事業 補助率3/4以内（上限350千円） 等	福祉政策課	0263-34-3227
上田市	上田市活力あるまちづくり支援金	・5人以上の市民で構成される市民活動団体 ・住民自治組織（重点事業のみ）	ソフト事業 3/4以内 （限度額：上限30万円/年、下限5万円/年 補助期間：3年以内） （ただし、重点事業の限度額は上限60万円/年、下限10万円/年）	市民参加・協働推進課	0268-71-6732

市町村名	名称	補助対象者	補助率	担当課・係	電話番号
岡谷市	地域サポートセンター交付金	自治会	・設置区の運営及び事業に対する補助 設置から3年間(36月分) 月額10,000円 ・設置区の事業推進に対する補助 設置から36月経過後 月額5,000円	秘書広報課	0266-23-4811
	岡谷市各区行政事務交付金	自治会	予算の範囲内で行政区へ均等割、人口割、世帯割により配分		
	岡谷市各区公会所等建設事業補助金	自治会	・新築 補助率1/3以内(上限900万円) ・増築 補助率1/3以内(上限440万円) ・改修 補助率1/3以内(上限200万円) ・耐震補強 補助率2/3以内(上限600万円) ・LED照明器具設置 補助率1/3以内(上限150万円)		
	岡谷市各区公会所等耐震診断補助金	自治会	【耐震診断】 補助対象経費は下記の区分の単価と面積の積の合計による。 ・1,000㎡以内の部分 ③3,670円 ・1,001㎡～2,000㎡以内の部分 ④1,570円 ・2,000㎡を超える部分 ⑤1,050円	危機管理室	
	岡谷市地域サポートセンター施設バリアフリー化改修等補助金	自治会	・バリアフリー化改修等 補助率1/3以内(上限50万円または100万円) (※対象は地域サポートセンター等について要件を満たす自治会)	社会福祉課	
	防犯灯設置補助金	自治会	自治会が所管する防犯灯の新設・改修等への補助 補助率1/2以内(上限額は以下のとおり) 支柱及びLED灯具の新設 20,600円 既存の支柱等を利用したLED灯具の新設 16,000円 既存防犯灯の柱の建替え 5,400円 既存灯具のLED灯具への改修 16,000円 自動点滅器の更新 2,000円 既存LED灯具の改修 16,000円	市民生活課	
飯田市	ムトス飯田助成事業	・地域づくり団体、自治会 ・公益法人(NPO、一社など) ・個人 ・20歳以下の若者団体 ※団体人数：3人以上 ※対象：飯田市内を拠点とする活動	①地域づくり応援 ・地域づくりに取り組む3名以上の団体・個人(21歳以上) ・助成率等：対象活動経費の最大70%以内(上限30万円) ②地域づくり協働 ・協働して新たな地域づくりに取り組む2つ以上の団体(21歳以上) ・助成率等：対象活動経費の最大70%以内(上限30万円) ③チャレンジ ・地域づくりに取り組む3名以上の団体・個人(21歳以上) ・助成率等：対象活動経費の最大100%(上限5万円) ④若者発・地域づくり応援 ・20歳以下のメンバーでつくるグループ・個人 ・助成率等：対象活動経費の最大100%(上限20万円)	共生・協働推進課	0265-22-4560
諏訪市	諏訪市がんばる地域支援金	区・自治会	①地域の発展、活性化事業 ・補助率 ソフト事業：4/5以内(上限30万円) ハード事業：3/4以内(上限30万円) ②課題解決ハード事業 ・補助率 1/2以内(下限5万円、上限30万円)	地域戦略・男女共同参画課	0266-52-4141
	諏訪市区運営費交付金	区	予算の範囲内で世帯数に応じて算定		
	SUWAを磨くまちづくり支援金	まちづくり団体等	①若者まちづくり挑戦事業 ※団体構成員の半数以上が30歳未満 ・補助率 10/10以内(上限15万円) ②輝くまち・ひと促進事業 ・補助率 4/5以内(上限15万円)		
須坂市	須坂市地域づくり推進事業交付金	地域で組織された地域づくり推進委員会	予算の範囲内で教育委員会が定めた額	生涯学習推進課	026-245-1598
	須坂市地域づくり団体活動支援補助金	地域づくり団体	地域発元気づくり支援金(県補助金)の補助対象経費のうち自己負担分(4/5以内の額。ただし30万円を限度)	政策推進課	026-248-9017
小諸市	小諸市市民活動促進事業補助金	市民5人以上で構成される市民活動団体	10/10 限度額 1回目：20万円 2回目：15万円	市民課 市民協働・相談係	0267-22-1700
伊那市	伊那市協働のまちづくり交付金	自治組織 地域づくり団体等	10/10以内 (各地域自治区へ110万円～370万円を配分)	地域創造課 地域振興係	0265-78-4111
	コミュニティ振興事業補助金	自治組織 地域づくり団体等	45/100以内 (限度額：100万円)		
	高遠町ふるさと創生活動支援金 長谷ふるさと創生活動支援金	自治組織 地域づくり団体等	10/10以内		
駒ヶ根市	協働のまちづくり支援補助制度	自治組織 地域づくり団体 NPO法人等	10/10以内 (限度額：50万円) (※原材料提供支援：40万円、市民団体設立支援：10万円)	企画振興課 企画調整係	0265-83-2111
中野市	中野市熱意応援事業補助金	5人以上で構成される非営利団体	・重点テーマに該当する事業 補助率4/5以内 (特に市長が認める場合は、補助率9/10まで引き上げ可) ・上記に該当しない事業 補助率3/4以内 (限度額：30万円)	市民協働推進室 推進係	0269-22-2111
大町市	ひとが輝くまちづくり事業・花づくり活動事業	地域づくり団体 自治会 NPO法人	10/10以内(審査結果による) 限度額 ◆ひとが輝くまちづくり事業 ・伝統文化の継承事業 50万円 ・まちづくり事業 【はじめようまちづくり活動 20万円 ひろげようまちづくり活動 150万円 地域創生活動 50万円 活動継続支援事業 20万円 ◆花づくり活動事業 20万円	庶務課 市民活動支援係	0261-22-0420

市町村名	名称	補助対象者	補助率	担当課・係	電話番号
飯山市	飯山市里山の未来づくり支援金	集落（区） 自治組織 公共的団体等	住民とともに自ら考え、自ら行う地域の活力を生み出す事業に対する支援 - 重点テーマ該当事業 4/5以内（限度額：100万円） - その他の交付対象事業 7/10以内（限度額：50万円）	事業戦略課 地域協創係	0269-67-0724
	飯山市共同集落施設改修等整備事業補助金	集落（区）	◆集落施設の改修、環境整備等に対する補助（限度額：1施設300万円） ◆命綱固定金具設置に対する補助 - 共同集落施設 限度額1施設50万円 - 付属建物 限度額20万円（1棟につき） ◆補助率 - 10世帯以下 4.5/5以内 - 11～25世帯 4/5以内 - 26～50世帯 2/3以内 - 51世帯以上 1/2以内		
茅野市	茅野市みんなのまちづくり支援事業補助金	複数人で構成される市民活動団体	- イベント・企画支援事業 1.0/1.0以内（限度額：10万円） - スタート支援事業 1年目 9/1.0以内（限度額：20万円） 2年目 8/1.0以内（限度額：20万円） 3年目 7/1.0以内（限度額：40万円） - 協働活動支援事業 6/1.0以内（限度額：30万円）	パートナーシップのまちづくり推進課・市民活動推進係	0266-75-0633
	茅野市地域コミュニティ活動助成金	地区コミュニティ運営協議会及びこれに準じた団体	- 地域コミュニティ活動促進事業 1.0/1.0以内（限度額：50万円） - 地域コミュニティ活動調査・研究事業 1.0/1.0以内（限度額：10万円 ※同一事業についての継続利用は3年まで）	パートナーシップのまちづくり推進課・コミュニティ推進係	0266-75-0633
塩尻市	塩尻市まちづくりチャレンジ事業補助金	市民公益活動団体	体験型（トライアル）10/10以内（限度額：10万円） 発展型（ステップアップ）7/10～9/10以内（限度額：20万円～40万円）	市民交流センター 市民活動支援係	0263-53-3350
	塩尻市ふれあいのまちづくり事業補助金	自治会 地区関係団体等	- 地域づくり事業2/3以内（限度額90万円） - 計画策定事業2/3以内（限度額20万円） - ざくざく事業10/10以内（限度額20万円） - 地区計画等の原案策定事業10/10以内（限度額150万円）	地域づくり課 地域づくり係	0263-52-0280
	塩尻市地域活性化プラットフォーム事業補助金	自治会 地区関係団体等	95/100以内（1地区の限度額は200万円）		
佐久市	佐久市まちづくり活動支援金	5人以上で構成される市民活動団体	- 市が重点的に推進するテーマに該当する事業：3/4以内（限度額：150万円） - 上記以外の事業：1/2以内（限度額：100万円）	広報広聴課 広聴市民活動係	0267-62-3075
千曲市	千曲市コミュニティ振興対策事業補助金	区・自治会及びそれに準ずる組織	ハード事業 補助率原則4/5～1/2以内（限度額は事業により異なる）	市民生活課 市民協働係	026-273-1111
	千曲市協働事業提案制度	地域づくり団体 区・自治会 企業等	【行政事業型】 補助率10/10（最長3年間）補助額50万円 【市民提案型】 補助率8/10（最長3年間）補助額50万円※補助率は2年目以降1/10ずつ減額 【区・自治会型】 補助率9/10（最長3年間）補助額20万円 【地域づくりチャレンジ】 補助率8/10 補助額15万円		
	千曲市クラウドファンディング活用支援制度	地域づくり団体、企業等	支払手数料 補助率1/2、上限10万円 アドバイザー招へい費 補助率1/2、上限5万円		
東御市	東御市地域づくり活動補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	- 事業補助 5/1.0～1.0/1.0（限度額：50万円） - 団体補助 5/1.0以内（限度額：5万円）	地域づくり支援課 地域コミュニティ推進係	0268-62-1111
安曇野市	つながりひろがる地域づくり事業補助金	市民5人以上で構成される市民活動団体	1 市が市内で重点的に推進する事項に該当する事業 対象経費の3/4 2 構成員の2/3以上が35歳未満（令和7年4月1日現在）の者で構成される団体が実施する事業 対象経費の3/4 3 上記以外の事業 対象経費の1/2（限度額：30万円）	市民生活部 地域づくり課	0263-71-2494
小海町	集落支援事業	自治会	10/10（限度額：100万円）	総務課 渉外戦略係	0267-92-2525
	チャレンジ支援金	自治会、法人、団体	1回目 10/10（限度額：50万円） 2回目 7/10（限度額：30万円） 3回目 5/10（限度額：20万円）	生涯学習課	0267-92-4391
	地域活性化活動支援金	自治会、法人、団体	諸条件により補助率10/10、7/10、5/10のいずれか（限度額20万円）		
佐久穂町	区活動助成金	自治会	区活動助成金 均等割 19,800円・58,500円 58区 世帯割 2,400円	総務課 庶務係	0267-86-2525
	コミュニティ提案型まち活性化事業補助金	住民5人以上で構成されるコミュニティ団体	- チャレンジ部門（新たに団体を組織する場合、補助1回のみ）補助率10/10以内、限度額20万円 - ステップアップ部門（既存のコミュニティ組織、同一事業3回限度）補助率1/2以内、限度額20万円 - 集落部門（集落の将来計画を策定する場合、補助1回のみ）補助率10/10以内、限度額5万円	総合政策課 政策推進係	0267-86-2553
川上村	川上村地域活性化事業推進補助金	個人（村民）、法人、団体	補助率50～70%（限度額100万円）	むらづくり推進課 政策係	0267-97-2121
南牧村	南牧村地域振興支援金	自治会	区活動支援金 6地区（総額450万円）	総務課 企画係	0267-96-2211
南相木村	南相木村元気が出る支援金	- 自治会、村民によるサークル及びクラブ等団体、村内に事務所を有する法人、個人等 - 村にゆかりのある法人、個人等	【ハード】2/3以内 【ソフト】10/10以内 （限度額：1件50万円以内）	総務課 企画係	0267-78-2121

市町村名	名称	補助対象者	補助率	担当課・係	電話番号
北相木村	北相木村集落活性化交付金	自治会	10/10 (限度額: 50万円)	総務企画課	0267-77-2111
軽井沢町	軽井沢町「みんなの力でつくるまち」活動支援事業	住民5名以上で構成する団体 (NPO法人含む)	1/2以内 (限度額: 25万円)	総合政策課 まちづくり推進室	0267-45-2500
御代田町	御代田町ふるさと納税住民活動応援事業支援金	住民で構成する団体	4/5以内 (限度額: 50万円)	政策推進課 政策推進係	0267-32-3111
立科町	立科町がんばる地域応援事業交付金	自治会 町内企業 おおむね町民10名以上の団体	・1年目～3年目 75/100以内 (限度額: 15万円) ・4年目～10年目 50/100以内 (限度額: 7万5千円) ・新規団体を起ち上げての事業実施 1年目のみ100/100以内 (限度額15万円)	企画課 地域振興係	0267-88-7315
	立科町地域づくり活動推進事業補助金	自治会、町内企業、おおむね町民10名以上の団体 ※上記「立科町がんばる地域応援事業交付金」制度を10年間継続して実施した事業で、特に顕著な事業実績があった事業	1/2以内 (限度額: 20万円)		
長和町	長和町町民手づくり事業補助金	地域づくり団体 (5人以上でまちづくり事業を行う住民組織) 公共的団体 (自治会、産業経済団体等)	・まちづくりに関する事業 6/10 (限度額: 20万円) ・組織づくりを目的とする事業 10/10 (限度額: 5万円)	総合政策課 企画政策係	0268-75-2042
青木村	青木村村民活動支援事業補助金	地域づくり団体	限度額: 1団体20万円以内	総務企画課	0268-49-0111
下諏訪町	地域の活力創生チャレンジ事業支援金	地域づくり団体 自治組織 NPO法人 個人等	10/10以内 (限度額: 原則100万円)	総務課 企画係	0266-27-1111
	下諏訪町まちづくりサポーター支援事業補助金	まちづくりサポーター	10/10以内 (限度額: 年度予算の範囲内)		
富士見町	富士見町まちづくり支援事業補助金	活動拠点を町内に置き、活動範囲に町内が含まれる、町民3人以上で構成される団体	10/10以内 限度額: 30万円 (2年を限度とする)	総務課 まちづくり推進係	0266-78-8187
原村	原村地域づくり支援事業補助金	区・自治会 地域づくり団体 等	①地域づくり推進事業 ②環境保全推進事業 ③地域活動継承事業 ・補助率 4/5以内 (上限30万円) ④若者地域づくり挑戦事業 ・補助率 10/10以内 (上限15万円)	企画財政課 企画係	0266-79-7942
	原村集落行動計画推進補助金	区・自治会	10/10 (限度額: 50万円×5ヶ年度)	企画財政課 企画係	0266-79-7942
辰野町	辰野町協働のまちづくり支援事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人 (5人以上で構成される団体)	【ソフト】10/10以内 (備品の購入については、補助対象経費の25%以内) 【ハード】1/2以内 (限度額: 40万円) ただし、「辰野町新町発足70周年冠事業」については、1団体50万円を限度額とする	まちづくり政策課 まちづくり係	0266-41-1111
箕輪町	地域総合活性化事業交付金	区 町民を含む5人以上で構成する団体	【ソフト】10/10以内 【ハード】9/10以内 (10/10以内) 団体の場合上限は20万円 ()内は重点事業の補助率	企画政策課 まちづくり政策係	0265-79-3152
飯島町	飯島町協働のまちづくり推進事業補助金	自治組織 まちづくり団体等	10/10以内 (備品購入費は1/4以内) (限度額: 20万円) (3年を限度とする)	企画政策課 企画係	0265-86-3111
南箕輪村	南箕輪村地域活動支援事業補助金	地域づくり団体 自治組織 NPO	1年目 10/10以内 (限度額: 30万円) 2年目以降2/3以内 (限度額: 20万円) (3年を限度とする)	地域づくり推進課 地域振興係	0265-98-6640
中川村	地域づくり支援事業補助金	自治組織 地域づくり団体等	10/10以内 限度額: 10万円 (原則3年を限度とする)	地域政策課 まちづくり係	0265-88-3017
宮田村	地域づくり支援事業	地域づくり団体 自治会	10/10 (限度額: 50万円)	みらい創造課	0265-85-3181
松川町	まつかわ町民提案型まちづくり事業補助金	3人以上の住民等で構成される団体 ※構成員の過半数が町内に在住、在勤又は在学していること	①公益活動支援事業 ②まちなにぎわい創出事業 【ソフト】10/10以内 (限度額: 30万円) 【ハード】4/5以内 (限度額: 50万円) ③高校生活動応援事業 【ソフト/ハード】10/10以内 (限度額: 30万円)	まちづくり政策課 まちづくり推進係	0265-36-7014
高森町	町民主体のまちづくり活動支援事業	①主に町内で活動を行う5人以上の町民で構成される団体 ②町と共創して取り組む町民(団体) ③自治会 ④将来自立経営を見据えている団体 ⑤若者	【I 活動支援金】 i. 補助対象経費の10/10 (上限10万円) ii. 補助対象経費の4/5 (上限50万円) 【II 継続支援金】 事業主体実施者数×2,000円 (対象外のメニューも有) ①… I-i + II (上限15万円) ②… I-i + II (上限15万円) ③… I-i ④… I-ii ⑤… I-i (上限15万円)	総務課 まちづくり振興係	0265-35-9402
阿南町	まちづくり事業補助金	地域づくり団体	7/10 (限度額: 3年間で100万円)	総務課 企画財政係	0260-22-2141
	協働のまちづくり活動補助金	自治会	7/10 (限度額: 1年間30万円を限度として3年間)		
	集会所等整備支援事業補助金	自治会	新築 8/10 7,000千円限度額 増築改築 8/10 2,000千円限度額 バリアフリー、水洗化 8/10 1,000千円限度額		

市町村名	名称	補助対象者	補助率	担当課・係	電話番号
阿智村	21世紀村づくり委員会事業支援金	5人以上の住民で構成される団体	10/10 (限度額:10万円)	協働活動推進課 協働活動係	0265-43-2220
	自治会活動支援金交付事業(モデル事業)	自治会	10/10以内 (限度額:40万円)		
	自治会活動支援金交付事業(美しいふるさとづくり事業)	自治会	10/10以内 (限度額:50万円)		
根羽村	地域づくり支援金	区、洞 3人以上の住民で構成される団体	70%以内(限度額:50万円)	総務課	0265-49-2111
下條村	地域づくり交付金	自治会	10/10 80,000円(各自自治会一律)+世帯数×2,000円により交付金額算出。	総務課 企画財政係	0260-27-2346
	地域づくり特別事業支援金	区、常会、各種団体等	1/2以内 (上限:20万円)		
天龍村	いきいき活動支援金	2人以上の住民で構成される団体	【ハード】2/3以内 【ソフト】10/10以内 【給付型】5万円以内 (年間の予算限度額:50万円)	地域振興課 移住定住推進係	0260-32-1023
秦阜村	地域活性化活動助成金	地域づくり団体・自治会	・生活環境の整備:8/10 ・イベントの開催:5/10 (限度額:共に10万円)	村づくり振興室	0260-26-2111
	ボランティア活動助成金	地域づくり団体	ボランティア活動1人日あたり1,000円		
喬木村	活性化創造支援金事業	地域づくり団体 自治会	【ハード】2/3以内(限度額:50万円) 【ソフト】3/4以内(限度額:30万円)	企画財政課	0265-33-5129
	地域づくりアドバイザー事業	自治会	・アドバイザー招聘経費 10/10以内(限度額:40万円)		
豊丘村	自らつくる地域づくり事業交付金	5人以上の住民で構成される地域づくり団体 自治会	【ハード】8/10以内 【ソフト】10/10以内 (限度額:ハード200万円、ソフト50万円)	総務課 企画財政係	0265-35-3322
大鹿村	大鹿村地域活性化事業補助金	自治会、組合、団体等	【ハード】2/3以内 【ソフト】10/10以内 国、県補助事業に該当する事業の補助率は、補助対象経費の1/10以内	総務課 企画財政係	0265-48-6095
上松町	上松町まちづくり交付金	地域自治組織	限度額:5万円	企画財政課 企画政策係	0264-52-4901
南木曾町	地域づくり支援事業補助金	地域振興協議会	10/10以内	もっと元気に戦略室	0264-57-2001
木曾町	木曾町まちづくり活動推進事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	①地区活性化事業:一般分2/3以内(限度額:30万円) ②美しい村運動推進事業:10/10以内(限度額:30万円) ③一般事業:10/10以内(限度額:50万円)	企画財政課	0264-22-4287
木祖村	地域づくり活性化補助金	自治会 地域自治協議会 地域づくり団体	3/4以内 (限度額:10万円)	総務課 企画財政係	0264-36-2001
	木祖村建設資材支給事業	自治会 地域自治協議会 地域づくり団体	10/10	建設水道課 建設係	
王滝村	王滝村絆助成事業	行政区 地域的な協働活動を行っている団体	10/10以内(ただし備品の整備は2/3以内、限度額30万円) (限度額:50万円)	企画・観光推進室 企画係	0264-48-2001
大桑村	大桑村地域づくり活動活性化支援補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	1回目:10/10以内 限度額100万 2回目:2/3以内 限度額60万 3回目:1/3以内 限度額30万 (1事業3回を限度とする)	総務課 企画財政係	0264-55-3080
麻績村	麻績村むらづくり活動支援事業補助金	地域づくり団体 自治会	10/10以内(ただしハード事業は2/3以内)(限度額30万円)	村づくり推進課	0263-67-4851
	ふるさと麻績村応援団助成事業補助金	地域づくり団体 自治会	10/10以内(限度額5万円)		
生坂村	生坂村絆づくり支援金	地域づくり団体 自治会	7/10以内(限度額:30万円)	村づくり推進室	0263-69-3111
	生坂村区振興交付金	村内10区	10地区への定額補助(均等割+戸数割)	総務課	0263-69-3111
山形村	山形村区環境整備活動等交付金	村内6地区	6地区への定額補助(均等割+公園面積割+世帯割)	総務課	0263-98-3111
	山形村地域コミュニティ活性化推進事業補助金	区、連絡班	・区、連絡班加入促進事業1/2以内(限度額3万円) ・集会所整備事業3/10以内(経費30万円以上が対象、限度額90万円。新築の場合は補助率個別協議。) ・こみ等集積施設整備事業1/2以内(経費5万円以上が対象、限度額10万円。) ・生活環境整備機材等購入事業1/2以内(限度額50万円)		
筑北村	筑北村協働事業支援金	自治会 地域づくり団体	10/10以内(ただし、継続事業は補助率を下げた支援。また備品については、1/2以内) (限度額:10万円)	企画財政課	0263-66-2212
朝日村	朝日村集会所施設環境改善事業補助金	自治会(地区)	【事業区分】トイレ改修、バリアフリー改修、冷暖房新設、インターネット環境整備、外構工事(区分毎、補助対象上限あり) 【補助率】4/10~9/10(率は地区構成世帯数による) 【ソフト】【ハード】10/10(限度額:30万円) 【ハード(自治会が集会所施設で使用する机椅子等限定)】2/3(上限50万円・1回限り) 【ソフト(町制施行110周年合併70周年記念を冠する事業(R7限り)】10/10(限度額:50万円)	企画財政課	0263-99-4107
池田町	池田町元気なまちづくり事業補助金	自治会 地域づくり団体 NPO法人	【ハード】10/10(限度額:30万円) 【ソフト】10/10(限度額:30万円) 【ハード(自治会が集会所施設で使用する机椅子等限定)】2/3(上限50万円・1回限り) 【ソフト(町制施行110周年合併70周年記念を冠する事業(R7限り)】10/10(限度額:50万円)	総務課 企画係	0261-62-3131

市町村名	名称	補助対象者	補助率	担当課・係	電話番号
松川村	松川村地域づくり活動活性化支援補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人 行政区	環境整備事業 10/10 (限度額10万円) 地域づくり事業 ・対象経費15万円を超える事業 1回目: 10/10 2回目: 8/10 3回目: 8/10 (ともに1回あたり100万円を上限とし、3回までの合計で200万円を上限) ・対象経費15万円以下の事業 10/10 (限度額15万円) 自立活動支援事業 10/10 (限度額10万円)	総務課 政策企画係	0261-62-3111
白馬村	白馬村地域づくり事業補助金	行政区 (自治会)	・地域活性化事業 対象経費の1/2~2/3以内 (限度額: 30万円)	総務課 企画政策係	0261-72-5000
	白馬村協働のまちづくり推進補助金	地域づくり団体 NPO法人等 (あらかじめ指定した団体)	・団体を指定して寄せられた寄附金 (ふるさと納税) の91%		
小谷村	小谷村むらづくり補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	【ハード】 10/10 (限度額: 原則50万円) 【ソフト】 1/2 (限度額: 原則15万円)	総務課 企画財政係	0261-82-2001
	小谷村地域づくり補助金	行政区を基本として、流域単位、大字単位など、広域に組織する (個人や仲間の組織は不可)。	(語り合い事業の発展系) 10/10 同意 (署名) の世帯数×10万円 最大5年度まで可		
坂城町	地域づくり活動支援事業	地域づくり団体 自治会	10/10以内 (限度額: 自治区30万円、団体5万円)	企画政策課 まち創生推進室	0268-82-3111
小布施町	コミュニティ振興対策事業補助金	コミュニティ 自治会	【ハード】 1/3~4/5以内 【ソフト】 1/2以内 (限度額: 事業により異なる)	総務課 総務係	026-214-9100
	まちづくり活動補助金	地域づくり団体	・1年目 3/4以内 (限度額: 300万円) ・2年目 2/3以内 (限度額: 300万円) ・3年目以降1/2以内 (限度額: 100万円) (1事業につき年1回とし、5回を限度とする)	企画財政課 企画交流係	026-214-9102
高山村	自治区施設整備等補助金	自治会	・集会所の整備に要する経費 (事業費10万円以上のもの) 内容により1/3~2/3以内 ・集会所の耐震診断等に要する経費 1/3以内 (限度額: 耐震診断 1mあたり2千円、補強工事 1mあたり32千円) ・公園や広場等の整備 1/3以内 等	総務課 財政係	026-214-9243
山ノ内町	地域活性化事業支援補助金	地域づくり団体 自治会	・行政区、自治会 9/10 (限度額: 45万円) ・その他団体 7/10 (限度額: 27万円)	未来創造課 地域創造係	0269-33-3113
	協働のまちづくり推進事業支援補助金	地域づくり団体 自治会	・10/10以内 (限度額30万円)		
木島平村	協働のむらづくり支援金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	【ハード】 行政区 4/5以内 (限度額40万円) その他団体 2/3以内 (限度額40万円) 【ソフト】 行政区 10/10以内 (限度額30万円) その他団体 10/10以内 (限度額20万円)	総務課 政策情報係	0269-82-3111
野沢温泉村	野沢温泉村地域活性化支援事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・行政区 4/5以内 (限度額: 30万円) ・団体 3/5以内 (限度額: 20万円)	総務課 企画財政係	0269-85-3111
信濃町	信濃町元気な地域づくり交付金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・対象経費が10万円以下の事業 10/10以内 (限度額: 10万円) ・対象経費が10万を超える事業 3/4以内 (限度額: 30万円) (3年を限度に総額60万円まで補助)	総務課 まちづくり企画係	026-255-1007
飯綱町	飯綱町まちづくり活動支援事業	地域づくり団体 自治会 PTA	・対象経費が5万円未満の事業 10/10以内 (限度額: 4万円 [12万円]) ・対象経費が5万円以上20万円未満の事業 4/5以内 [10/10以内] (限度額: 10万円 [12万円]) ・対象経費が20万円以上100万円未満の事業 1/2以内 [3/5以内] (限度額: 20万円 [24万円]) ・対象経費が100万円以上の事業 1/5以内 [6/25以内] (限度額: 50万円 [60万円]) (3年を限度とする) ※ []内は重点的に推進する事項に該当する場合	企画課 企画係	026-253-2511
	飯綱町集落創生事業	自治会	・計画策定事業 10/10以内 (限度額: 5万円) ・計画実施事業 10/10以内 (限度額: 300万円)	企画課 地域振興係	026-253-2511
小川村	小川村地域づくり活動支援補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・1年目: 10/10 (限度額: 30万円) ・2年目: 7/10 (限度額: 20万円) ・3年目: 5/10 (限度額: 15万円) (3年を限度とする)	建設経済課 産業係	026-269-2323
栄村	栄村地域活性化支援事業補助金	自治会	4/5以内 (限度額: 上限30万円) (2年を限度とする)	総務課 企画財政係	0269-87-3112

■地域おこし協力隊

12-1 地域おこし協力隊制度

都市から地方へ住所を移した地域おこし協力隊と呼ばれる方々が、様々な地域づくり活動を実施しているそうですが、これはどのような制度なのでしょうか。

●どんな制度ですか。

地方自治体が、都市地域から地方へ生活の拠点を移した者を「地域おこし協力隊員」として委嘱し、地場産品の開発・販売等の地域おこしの支援や、住民の生活支援などの活動を行いながら、その地域への定着を図る制度です。

活動期間は最長3年間で、隊員の活動に係る経費等について、総務省から財政支援があります。

●どんな人が協力隊員になるのですか。

隊員を募集している地方自治体に申し込んだ方が、選考を経て採用されます。その後、住民票を移動し、自治体から委嘱を受けて活動を開始します。

任用の形態は自治体によって異なり、自治体の職員として任用される場合や自治体と委託契約を結ぶ場合等があります。

●どのような活動をしているのですか。

活動内容は自治体によって様々です。

例として、地域行事やイベントの応援、伝統芸能や祭りの復活、地域ブランドや地場産品の開発・販売・プロモーション、空き店舗活用などの商店街活性化、農作業支援などがあります。

任期終了後も地域に定着することを見据えて、起業や就農の準備を進める隊員もいます。

●県内では何人活動しているのですか。

令和7年4月1日現在で369名の隊員が活動しています。

●隊員と協働したい場合はどうすればいいの。

隊員のスムーズな活動や地域への定着のためには、地域の方の協力が必要です。まずは、隊員の委嘱元である自治体へご相談ください。

■ その他

13-1 その他の助成事業

他に助成制度はありますか。

「地域づくり」に関連したお問い合わせの多い事例を挙げて助成制度の紹介をしましたが、民間等が助成主体となった制度もいろいろとありますので、令和7年度に実施している助成事業について紹介いたします。

なお、詳細については、助成団体に直接ご確認ください。

助成団体名	事業名	対象活動	ホームページ
(一財)冠婚葬祭文化振興財団	社会貢献基金助成制度	我が国の伝統文化、伝統儀式である冠婚葬祭文化を振興し次世代に繋いでいくための事業や、冠婚葬祭等儀式に関連する調査研究等	http://www.ceremony-culture.jp/social/service/fund/
TOTO(株)	TOTO 水環境基金	地域の水環境や生物多様性の保全・再生につながる実践活動等	https://jp.toto.com/company/csr/environment/mizukikin/
大成建設(株)	大成建設自然・歴史環境基金	自然環境や歴史的建造物の保護及び活用に関する事業	https://www.taisei.co.jp/about_us/society/kikin/
日本郵便(株)	年賀寄付金配分事業	社会福祉の増進、文化財の保護、青少年の健全育成、スポーツ振興等に係る活動	https://www.post.japanpost.jp/kifu/

上記以外にもいろいろな助成事業があります。

(公財)助成財団センター「助成情報 navi」(<https://jyosei-navi.jfc.or.jp/search/index>)から分野別検索などができますのでご活用ください。

■その他

13-2 地域づくり団体の交流

私の所属している地域づくり団体が、今後さらに活動の幅を広げていくため、県内で活動している他の地域づくり団体と情報交換やネットワークづくりをしたいのですが。

●こういう団体があります。

「地域づくりネットワーク長野県協議会」があります。

県内で地域づくりに取り組む皆さんのネットワークの構築を目指している協議会で、愛称を「やまびこネットワーク」といいます。

年に1度、全県の加入団体が一堂に会する「やまびこフォーラム」、支部単位で独自に行う「支部活動」の2つが事業の柱となっていて、その活動を支援しています。

また、県協議会に加入すると、全国組織である「地域づくり団体全国協議会」に登録することができます。(加入条件あり)

●どこに相談すればいいの。

本部事務局（県企画振興部地域振興課）又は支部事務局（各地域振興局企画振興課）にご相談ください。

●加入するにはどのようにすればいいの。

支部事務局に加入申込書を提出してください。

●会費がかかりますか。

年会費 2,000 円が必要になります。

●加入するとどのような特典があるの。

全国協議会に登録した団体は、情報誌による情報提供を受けることができます。また、(一財)地域活性化センターの賛助会員(年会費 3,000 円)に登録した会員は、地域づくり団体活動支援事業等の助成を受ける事ができます。

詳しい活動内容、加入手続き等については、地域づくりネットワーク長野県協議会のHPまたはフェイスブックをご覧ください。

地域づくりネットワーク長野県協議会

<http://ynet.happygate.co.jp/> (フェイスブックにもリンクしています。)

■ その他

13-3 表彰制度

私たちの活動を表彰してくれる制度はありますか。

国や財団法人等が行っている地域づくりに関する表彰制度として、以下の制度があります。

● 表彰制度一覧

制度名	表彰目的	表彰対象者	県担当課
ふるさとづくり大賞 【総務省】	こころをよせる地域「ふるさと」をより良くしようと頑張る個人、団体を表彰することにより、ふるさとづくりへの情熱や想いを高め、豊かで活力ある地域社会の構築を図ることを目的とする。	①民間団体等 (公益法人、NPO、ボランティア団体等) ②地方自治体 (地域自治区、一部事務組合、広域連合、試験研究機関を含む) ③個人	企画振興部 地域振興課
過疎地域持続的発展優良事例表彰 【総務省】	創意工夫をもって過疎地域の課題の解決に取り組み、優れた成果を上げ、過疎対策の先進的・モデル的事例としてふさわしい団体を表彰することにより、地域の持続的発展と風格の醸成を目指した過疎地域の課題解決の取り組みの奨励を図ることを目的とする。	①過疎地域市町村 ②構成市町村の1/2以上が過疎地域市町村である一部事務組合、広域連合、協議会等 ③過疎地域内の個人、団体	企画振興部 地域振興課
地域づくり表彰 【国土交通省】	創意工夫を活かした優れた自主的活動等を基本とする地域づくりを通して、地域の活性化に顕著な功績があった優良事例を表彰することにより、地域づくり活動の奨励と地域づくりノウハウの伝搬を推進し、地域の資源を総動員し、地域の力を結集するとともに、各地方の地域力を国土全体でつなぎ合わせ、未来へとつなげる持続可能な国土の実現を図ることを目的とする。	地域活性化に顕著な功績のあった地方公共団体、団体、個人	企画振興部 地域振興課

<p>緑化推進運動功 労者内閣総理大 臣表彰 【林野庁】</p>	<p>緑化活動の推進、緑化思想の普及啓発に顕著な功績のあった個人又は団体に対し、関係各省庁からの推薦に基づき、内閣総理大臣が表彰を行う。 国民が広く参加し得る緑化運動が、地域の実情に即して全国に展開されることを目的とする。</p>	<p>緑化活動の推進又は緑化思想の普及啓発について顕著な功績のあった個人、団体</p>	<p>企画振興部 地域振興課</p>
<p>ふるさとイベン ト大賞 【(一財)地域活 性化センター】</p>	<p>全国各地で数多く開催されている地域の活力を生み出すイベントを表彰し、全国に向けて紹介することで「ふるさとイベント」の更なる発展を応援することを目的とする。</p>	<p>県、市町村、団体等</p>	<p>企画振興部 地域振興課</p>
<p>防災まちづくり 大賞 【総務省消防 庁】</p>	<p>地域に根ざした団体・組織等、多様な主体における防災に関する優れた取組、工夫・アイデア等、防災・減災や住宅防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰し、広く全国に紹介することにより、もって地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的とする。</p>	<p>防災対策に関わる防災組織、団体</p>	<p>危機管理部 危機管理防災課</p>
<p>自然保護活動等 功労者知事表彰 【長野県】</p>	<p>自然保護等の活動又は自然保護行政の協力について特に著しい功績のあった者を表彰し、広く県民に自然保護に対する社会的貢献とその重要性を紹介することにより、長野県の自然及び生物多様性を保全し、将来に引き継ぐための重要な役割を担う者の育成を図ることを目的とする</p>	<p>’自然保護等の活動又は自然保護行政の協力について特に著しい功績のあった個人、団体</p>	<p>環境部 自然保護課</p>
<p>循環型社会形成 推進功労者表彰 【長野県】</p>	<p>循環型社会形成推進のため廃棄物の適正処理及び資源化等の推進に率先して取り組み、顕著な実績を挙げている功労者を表彰する。</p>	<p>循環型社会の形成に向け、廃棄物の適正処理及び再利用、資源化等の促進、啓発・普及及び指導・教育等に多大な貢献をしており、他の模範となる者</p>	<p>環境部 資源循環推進課</p>

<p>農業農村整備優良地区コンクール 【全国土地改良事業団体連合会】</p>	<p>農業農村整備事業を契機として、豊かで競争力ある農業や美しく活力ある農村の実現に取り組んでいる地区を対象に優良地区コンクールを実施し、今後の農業・農村地域の発展と振興に資することを目的とする。</p>	<p>農業農村整備事業の実施を契機に、産地収益力の向上や担い手の体質強化が図られている地区</p>	<p>農政部 農地整備課</p>
<p>ディスカバー農山漁村の宝 【農林水産省】</p>	<p>「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより、地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良な事例を選定し、全国への発信を通じて他地域への横展開を図ることを目的とする。</p>	<p>新たな需要の発掘・創造や埋もれていた地域資源の活用を行うことにより、農林水産業・地域の活力創造につながる取組をしている団体</p>	<p>企画振興部 地域振興課</p>
<p>豊かなむらづくり全国表彰 【農林水産省・（公財）日本農林漁業振興会】</p>	<p>農山漁村におけるむらづくりの優良事例の表彰を行うとともに、あわせてその業績発表等を行うことにより、むらづくりの全国的な展開を助長し、もって地域ぐるみの連帯感の醸成及びコミュニティ機能の強化を図り、農林漁業及び農山漁村の健全な発展に資することを目的とする。</p>	<p>農林漁業の振興を核とした地域づくり活動を行う団体</p>	<p>農政部 農村振興課</p>
<p>長野県ふるさとの森林づくり賞 【長野県】</p>	<p>社会全体の共通の財産である森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくことを目指し、県民の主体的な参加の下で森林づくりを進めるため森林、林業の健全な発展の振興に貢献のあった者に賞を贈り、その功績を称える。</p>	<p>長野県内の活動及び取組において、森林・林業の振興に貢献のあった長野県内在住の個人又は団体</p>	<p>林務部 森林政策課</p>
<p>道路河川愛護活動知事表彰 【長野県】</p>	<p>道路の維持・環境整備等道路の愛護又は河川の保全・美化等河川の愛護について、特に著しい功績のあった団体を表彰することによって、県民に国土建設の意義と重要性を啓発することを目的とする。</p>	<p>多年、道路又は河川の愛護に務め、その実績が特に顕著な民間団体等</p>	<p>建設部 建設政策課</p>

<p>バリアフリー化 推進功労者大臣 表彰 【国土交通省】</p>	<p>バリアフリー化の推進に向けて国土交通分野における多大な貢献が認められ、かつ、顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を表彰し、もってバリアフリー化に関する優れた取り組みを広く普及させるとともに、これらの諸活動を奨励することを目的とする。</p>	<p>バリアフリー化の推進に向けて国土交通分野における多大な貢献が認められ、かつ、顕著な功績又は功労のあった個人又は団体</p>	<p>建設部 建設政策課 技術管理室</p>
<p>道路交通の安全、道路の正しい利用、道路愛護等に努めその功績が特に顕著な民間の団体又は個人に対する表彰 【国土交通省】</p>	<p>道路交通の安全、道路の正しい利用、道路愛護等に関し、特に著しい功績のあった団体又は個人に感謝の意を表すため、感謝状を授与する。</p>	<p>道路交通の安全、道路の正しい利用、道路愛護等に関し、特に著しい功績のあった団体又は個人</p>	<p>建設部 道路管理課</p>
<p>道路功労者表彰 【公益社団法人 日本道路協会】</p>	<p>道路整備事業の推進、道路の愛護、環境の整備、また災害復旧及び防災活動等に際して、道路の安全と交通の確保等に努めた個人、団体の功績を表彰する。</p>	<p>道路整備事業の発展に尽力した個人・団体</p>	<p>建設部 道路管理課</p>
<p>緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰 【国土交通省】</p>	<p>緑化推進は、国土及び環境保全等の観点から極めて重要であり、この推進のために緑化運動に積極的に取り組んでいただくことで、緑化推進を図ることを目的とする。</p>	<p>道路緑化（草花植栽等）に特に顕著な功績のある個人・団体</p>	<p>建設部 道路管理課</p>
<p>自転車活用推進功績者表彰 【自転車活用推進本部（国土交通省）】</p>	<p>自転車の活用の推進に関し特に顕著な功績があると認められる個人又は団体を表彰し、もって自転車の活用の推進に寄与することを目的とする。</p>	<p>（１）自転車の利用の増進により、地域の環境改善等に顕著な功績があった者又は団体 （２）自転車競技の振興等により、国民の健康の増進に顕著な功績があった者又は団体</p>	<p>建設部 道路管理課</p>

		<p>(3) 高い安全性を備えた自転車の供給等に顕著な功績があった者又は団体</p> <p>(4) 自転車利用者に対する交通安全教育の推進等により、自転車の活用を推進する上での交通安全の確保に顕著な功績があった者又は団体</p> <p>(5) その他自転車活用の推進により、地域の活性化等公共の利益の増進に顕著な功績があった者又は団体</p>	
<p>河川功労者表彰 【公益社団法人 日本河川協会】</p>	<p>河川に対する国民の理解を深めることを目的とする。</p>	<p>治水、利水、環境、歴史文化、河川愛護、国際貢献、学術研究、地域振興等に関わる個人又は団体</p>	<p>建設部 河川課</p>
<p>土砂災害防止功 労者表彰 【国土交通省】</p>	<p>土砂災害防止に関し顕著な功労があり、他の模範として推奨に値すると認められる個人又は団体を表彰し、もって土砂災害防止に寄与することを目的とする。</p>	<p>土砂災害防止活動を行う個人、団体</p>	<p>建設部 砂防課</p>
<p>雪崩災害防止功 労者表彰 【国土交通省】</p>	<p>雪崩による災害防止に関して顕著な功労があり、他の模範として推奨に値する個人又は団体を表彰し、もって雪崩災害防止に寄与することを目的とする。</p>	<p>雪崩災害防止活動を行う個人、団体</p>	<p>建設部 砂防課</p>